

**産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）**  
**改定新旧対照表**

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条～第2条第1項 (変更なし)	第1条～第2条第1項 (省略)
第2条 2 乙は、甲から委託された産業廃棄物を甲乙間の委託契約書に定める産業廃棄物の種類に応じて、 <u>表2</u> に記載する場所の所在地、方法及び処理能力にて適正に処分する。  3 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力を <u>表3</u> のとおりとする。なお、中間処理後に残査が発生しない産業廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完了とする。  4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、委託契約書にその旨を記載する。	第2条 2 乙は、甲から委託された産業廃棄物を甲乙間の委託契約書に定める産業廃棄物の種類に応じて、 <u>表3</u> に記載する場所の所在地、方法及び処理能力にて適正に処分する。  3 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力を <u>表4</u> のとおりとする。なお、中間処理後に残査が発生しない産業廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完了とする。  4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合である場合は、委託契約書にその旨を記載する。
第3条～第8条 (変更なし)	第3条～第8条 (省略)
第9条第1項 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。 <u>ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。</u>	第9条第1項 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。
第9条第2項～第13条 (変更なし)	第9条第2項～第13条 (省略)
第14条 本契約の末尾に記載された表1ないし <u>表3</u> に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。	第14条 本契約の末尾に記載された表1ないし <u>表4</u> に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。
第15条～第16条、表1 (変更なし)  表2 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分の場所、及び処理能力 (旧表2を削除し旧表3に差替え、以下修正) ①処分事業場に早来支店を追加 ②廃石綿等の処分事業場から札幌工場を削除	第15条～第16条、表1 (省略)  表2、表3 (省略)

**産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）**  
**改定新旧対照表**

※下線部が改定箇所

<p>表 3 最終処分場の場所、方法及び処理能力          (旧表 4 に差替え、以下修正)</p> <p>①事業場記載順 50 音順</p> <p>②ツネイシカムテックス株  <u>S.P.E.C</u>(株)  <u>太平洋セメント</u>(株) 熊谷工場  <u>太平洋セメント</u>(株) 埼玉工場  <u>太平洋セメント</u>(株) 大分工場  <u>株京都環境保全センター</u>  <u>住友大阪セメント</u>(株) 栃木工場  <u>三菱マテリアル</u>(株) 横瀬工場  <u>以上 8 事業場を削除</u></p> <p>③<u>株京都環境保全公社瑞穂環境保全センター</u>  <u>住友大阪セメント</u>(株) 赤穂工場  <u>三菱マテリアル</u>(株) 九州工場  <u>麻生セメント</u>(株) 田川工場  <u>以上 4 事業所を追加</u></p> <p>④所在地を許可証通り表示</p>	<p>表 4 (省略)</p>
<p>(2018 年 6 月 1 日)</p>	<p>(2018 年 4 月 27 日)</p>
<p>第 1 条～第 16 条 (変更なし)</p> <p>表 1 乙の事業の範囲  <u>川崎工場削除</u>          ((川崎工場の事業範囲は三友プラントサービスに移管されました)</p> <p>表 2 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分場所、方法及び処理能力  <u>処分事業場 川崎工場を削除</u></p> <p>表 3 最終処分場の場所、方法及び処理能力          (以下修正)</p> <p>④新井総合施設(株)  <u>君津環境整備センター追加</u></p> <p>⑫大平興産(株)大塚山第三処分場          施設の処理能力訂正  <u>2,937.275 m<sup>3</sup></u></p>	<p>第 1 条～第 16 条 (省略)</p> <p>表 1 (省略)</p> <p>表 2 (省略)</p> <p>表 3 (省略)</p>
<p>(2018 年 9 月 3 日)</p>	<p>(2018 年 6 月 1 日)</p>

**産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）**  
**改定新旧対照表**

※下線部が改定箇所

<p>第1条～第16条、表1、表2（変更なし）</p> <p>表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力</p> <p>②麻生セメント㈱ 荘田工場 削除      ③麻生セメント㈱ 田川工場 削除      ④新井総合施設㈱  <u>君津環境整備センター 削除</u>      ⑤宇部興産㈱ 宇部セメント工場 削除      ⑥宇部興産㈱ 伊佐セメント工場 削除      ⑦宇部興産㈱ 荘田セメント工場 削除      ⑧かながわ環境整備センター 削除      ⑪住友大阪セメント㈱ 高知工場 削除      ⑫住友大阪セメント㈱ 赤穂工場 削除      ⑬大平興産㈱大塚山第三処分場 削除      ⑮株ディ・シイ 川崎工場 削除      ⑯株トクヤマ 徳山製造所(南陽) 削除      ⑰ひびき灘開発㈱ 削除      ⑲三菱マテリアル㈱ 九州工場 削除      (以上の削除により番号再採番)</p> <p style="text-align: center;">(2019年3月18日)</p>	<p>第1条～第16条、表1、表2（省略）</p> <p>表3（省略）</p> <p style="text-align: center;">(2018年9月3日)</p>
<p>第1条～第3条第1項⑤（変更なし）</p> <p>第3条第1項</p> <p>④日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項</p> <p>第3条第1項⑦～第16条、表1、2（変更なし）</p> <p>表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力</p> <p>⑥株式会社疋田建設 追加      ⑦株式会社アールアンドイー 追加      ⑧株式会社C &amp; R 追加</p> <p style="text-align: center;">(2022年2月17日)</p>	<p>第1条～第3条第1項⑤（省略）</p> <p>第3条第1項</p> <p>④日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項</p> <p>第3条第1項⑦～第16条、表1、2（省略）</p> <p>表3（省略）</p> <p style="text-align: center;">(2019年3月18日)</p>
<p>第1条～第16条、表1、表2（変更なし）</p> <p>表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力</p> <p>②㈱京都環境保全公社瑞穂環境保全センター 所在地変更 同地同番ほか <u>36筆→45筆</u></p> <p style="text-align: center;">(2023年2月28日)</p>	<p>第1条～第16条、表1、表2（省略）</p> <p>表3（省略）</p> <p style="text-align: center;">(2022年2月17日)</p>

**産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）**  
**改定新旧対照表**

※下線部が改定箇所

第1条～第16条（変更なし）	第1条～第16条（省略）
表1乙の事業の範囲 <u>早来支店を削除</u>	表1（省略）
表2甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分の場所、方法及び処理能力 <u>処分事業場 早来支店を削除</u>	表2（省略）
表3最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>①早来工営㈱を削除</u>	表3（省略）
(2024年7月17日)	(2023年2月28日)
第1条～第16条、表1、表2（変更なし）	第1条～第16条、表1、表2（変更なし）
表3最終処分場の場所、方法及び処理能力 Ⓐ <u>東広商事㈱(広島県東広島市黒瀬町小多田字新立10016番83)を2次処分先とする最終処分の場所</u> 追加 Ⓐ-1 <u>㈱トクヤマ他14先を追加</u>	表3（省略）
(2025年6月10日)	(2024年7月17日)
第1条～第2条（変更なし） 第3条 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」（令和7年12月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。 記 ⑦産業廃棄物の発生工程 ⑧産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑨腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ⑩混合等により生ずる支障 ⑪日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑫石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑬水銀使用製品産廃の有無 ⑭水銀含有ばいじん等の有無 ⑮特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託	第1条～第2条 第3条 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。 記 ⑦産業廃棄物の発生工程 ⑧産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑨腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ⑩混合等により生ずる支障 ⑪日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑫石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑬水銀使用製品産廃の有無 ⑭水銀含有ばいじん等の有無 ⑮その他取扱いの注意事項

**産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）**  
**改定新旧対照表**

※下線部が改定箇所

<p><u>する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合 ②その他取扱いの注意事項</u></p> <p>第3条2項（変更なし）</p> <p>第3条</p> <p>3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「<u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）</u>」（令和7年12月）の「容器貼付用ラベル」参照）。</p> <p>第3条4項～第16条、表1、表2（変更なし）</p> <p>表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力      ②<del>㈱京都環境保全公社瑞穂環境保全センター</del>      処理能力変更 <u>1,810,000 m<sup>3</sup></u></p> <p>社名変更      ④<del>ツネイシカムテックス東広島</del>      ㈱（広島県東広島市黒瀬町小多田字新立10016番83）を2次処分先とする最終処分の場所</p>	<p>第3条2項（省略）</p> <p>第3条</p> <p>3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「<u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）</u>」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。</p> <p>第3条4項～第16条、表1、表2（省略）</p> <p>表3      （省略）</p>
<p>(2026年1月5日)</p>	<p>(2025年6月10日)</p>